

第128回行政苦情救済推進会議 議事要旨

1 日 時：令和5年6月15日(木)15:00～15:50

2 場 所：中央合同庁舎第2号館 1003会議室 (Web会議併用)

3 出席者 (敬称略)

座 長 江利川 毅

小野 勝久

梶田 信一郎

齋藤 誠 (Web)

榊原 一夫

高橋 滋 (Web)

南 砂

厚生労働省 健康局健康課長 佐々木 孝治

事務局(総務省) 行政評価局長 清水 正博

大臣官房審議官 砂山 裕

行政相談管理官 柏尾 倫哉

企画官 船橋 昌広

4 議 題

○ 審議案件

調理師試験の受験に必要な「調理業務従事者証明書」を取得できない場合の対応
について (第127回付議案件)

5 議事要旨

○ 審議案件

調理師試験の受験に必要な「調理業務従事者証明書」を取得できない場合の対応について（第127回付議案件）

事務局から、資料に基づき案件の内容の説明が行われた後、案件の検討が行われた。出席者の主な意見は以下のとおり。

- ・ 調理師の資質の担保のため、2年以上の飲食店等における調理業務への従事証明を施設長に求めることが肝要であり、今回提案いただいている第三者証明では資質を十分に担保できないのではないかと懸念している。
- ・ 厚生労働省の回答は、調理業務従事者証明書について、施設長と受験者の合意のもとで証明されるものとしているが、「合意」では、感情が入る余地があるように感じる。淡々と資格を満たしていれば、受験生の申出を認めることが大前提ではないか。
- ・ 施設長が受験資格を与えるに当たって、一定の役割を果たしてくれることを前提としているにもかかわらず、合意できなければ、拒むことができるというのは、試験の仕組みとしていかがなものか。
- ・ 「合意」をみだりに使わないようにする。一方で、都道府県を通じて寄せられる本件のような相談は年に1件あるかないかで、施設長の証明を前提に、都道府県に対して間を取り持って対応するように回答しているところ。施設長が恣意的に運用しているとは思いがたい。制度にのっとって適切に運用することを大前提に、改めて自治体を通じて周知を図りたい。
- ・ 施設長からの証明が得られない事態は、事務連絡で挙げられている従事者と施設長が同一人物等の場合や廃業等で施設長がいない場合以外にも、今回の事例のように関係がこじれている場合などいろいろあると思う。2年以上従事していたことを証明できる信用性のある代替資料が十分に整っているならば、第三者証明も認めるのが筋ではないか。
- ・ 現在でも事務連絡により、例外措置として、第三者証明を認めているのであれば、施設長の側に問題があつて証明を得られないという場合も救済される必要がある。原則が崩れては困るということで、救済すべき対象が狭くなっているのではないかと懸念している。また、事務連絡の文言では、施設長の証明を得られない場合は、改めて業務をするか調理師学校に行くようにというニュアンスで、施設長を改めさせるというような方向性には読めないため、施設長への行政の働きかけ等別の道があることもアピールし、正当な理由があるにもかかわらず証明が得られない人への救済の道を開く必要があるのではないかと懸念している。

- ・ 第三者証明が認められるのは極めて例外的なものと捉えていただきたい。また、施設長が証明を拒否しているというケースでは、自治体や関係団体が施設長と当人との間で立って対応しているところもあるので、そうした形で救済されるような運用を検討したい。
- ・ 本件のようなケースが仮に一人であっても救われたいのは良くないと思うため、少し丁寧に検討いただきたい。また、中央省庁の制度の説明は受け取る側はよく分からないということがあり、視点をよく分からない人の方に置いて分かるようにしないと駄目なのかなと思う。運営する高い目線ではなく、制度の適用を受ける側の目線からものを考えてほしい。
- ・ 第三者証明はモラルハザードにつながるということだが、能力証明をできる制度にしたらいいのではないか。
- ・ 法律の見直し等制度を大きく変えることになるため、能力証明は慎重に検討されるべき。現時点で、形式要件かもしれないが、飲食店等での2年以上の業務従事を求めており、それを証明する最も妥当性のある形ということで、施設長の証明を求めているため、そこは原理原則として守った上で、今回の相談あるいは委員からのご指摘も踏まえ、救済されるべき方が1人であっても救済されるような運用のあり方を検討していきたい。
- ・ 本日の議論を整理して、改めて本委員会に諮る。厚生労働省も今日の意見を踏まえて検討いただきたい。

以 上